

訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業に係る補助対象事業者の要件

1 事業所に関する要件

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の規定による指定（以下「指定」という。）を受けた訪問看護ステーションであること（法第71条の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる病院、診療所を除く。）。
- (2) 対象となる訪問看護ステーションは、所在地が都内にあること。
- (3) 都（委託して実施する場合は受託者。）が実施する管理者・指導者育成に係る研修を受講し、修了した者を当該事業所に1名以上配置すること。

2 人員に関する要件

- (1) 訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）について、常勤換算方法で2.5以上となる員数を配置していること。
- (2) 法第8条第4項又は健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第88条第1項及び同法第90条に規定する訪問看護の経験を有する看護職員を配置していること。

3 運営実績に関する要件

補助対象事業者が運営している当該訪問看護ステーションに都の实地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、都において改善が確認されていること。

4 運営体制等に関する要件

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する緊急時訪問看護加算を知事に届け出ていること。
- (2) 地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。